

人事院会議議事録

会議日

令和4年2月10日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
奈良間生涯設計課長

議題

定年の段階的引上げに伴う人事院規則の制定等

議事の概要

- 議題「定年の段階的引上げに伴う人事院規則の制定等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、国家公務員の定年引上げについては、平成23年の意見の申出から10年越しとなった。民間企業では定年引上げを行う企業も出てきているが、全体としてはなかなか進んでいないので、引き続き民間の状況は注視していく必要があるとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

国家公務員法等の一部を改正する法律（定年の引上げ関係）の施行に伴う人事院規則の制定等について

令和 4 年 2 月 10 日
官 房 部 局
職 員 福 祉 局
人 材 局
給 与 局
公 平 審 査 局

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）の施行（令和 5 年 4 月 1 日）に伴い、以下のとおり、人事院規則の制定等を行うこととする。

1 人事院規則関係

(1) 規則 1 1—8（職員の定年）の全部改正

特例定年を措置する職員及びその特例定年、勤務延長の事由、現行の特例定年職員の定年の取扱い等について規定。

(2) 規則 1 1—1 1（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の新規制定

管理監督職の範囲、管理監督職勤務上限年齢を 60 歳超とする官職及びその年齢、管理監督職勤務上限年齢による降任等に係る遵守基準、特例任用（管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例）の事由、特定管理監督職群とする官職等について規定。

(3) 規則 1—7 8（年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）の新規制定

提供すべき情報の内容や情報提供の手続、情報提供等を行う年齢を 60 歳超とする職員及びその年齢等について規定。

(4) 規則 8—2 1（年齢六十年以上退職者等の定年前再任用）の新規制定

定年前再任用の手続、選考採用に用いる情報等について規定。

(5) 規則 1 1—1 2（定年退職者等の暫定再任用）の新規制定

暫定再任用の手続や選考採用に用いる情報、定年退職した職員等に準ずる者として暫定再任用の対象に含める退職者、任期を更新する場合の手続等について規定。

(6) 規則 9—1 4 7（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の新規制定

現行の特例定年職員（事務次官等）等を対象に、俸給月額の 7 割措置が適用される年齢が 60 歳超となる職員、その年齢等について規定。

(7) 規則 9—1 4 8（給与法附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給）の新規制定

管理監督職勤務上限年齢調整額について、管理監督職勤務上限年齢制による降任等に伴う降格によって生じた減額分を適切に捕捉し支給されるよう、対象者及び額の具体的な算定方法等を規定。

(8) 規則 1—7 9（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の新規制定

定年の段階的引上げに伴って、俸給月額の 7 割措置が導入されることや、現行再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が新設されること等を踏まえ、関係する 41 規則の規定整備を一括して行う。

2 人事院公示関係

改正後の人事院規則において「人事院が定める」とされている事項を定める権限を事務総長に委任するため、次の公示について新規制定又は規定整備を行う。

(1) **令和4年公示第2号**

生涯設計課所管事項に係る権限委任公示を新規制定するもの。

(2) **令和4年公示第3号**

給与第二課・給与第三課所管事項に係る権限委任公示について、規定整備を行うもの。

(3) **令和4年公示第4号**

国際機関派遣制度に係る権限委任公示について、規定整備を行うもの。

(4) **令和4年公示第5号**

分限制度に係る権限委任公示について、規定整備を行うもの。

(5) **令和4年公示第6号**

育児休業制度に係る権限委任公示について、規定整備を行うもの。

(6) **令和4年公示第7号**

留学費用償還制度に係る権限委任公示について、規定整備を行うもの。

(7) **令和4年公示第8号**

任用制度に係る権限委任公示について、規定整備を行うもの。

3 人事院指令関係

(1) **昭和45年人事院指令18—1（人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）第1条第3号の規定に基づく指定について）の廃止**

地方公務員の職に正式に就いていた者であって、引き続き職員として採用された条件付採用期間中の職員を派遣対象とするための人事院指令を廃止するもの。

4 その他

(1) **規則10—4（職員の保健及び安全保持）第19条第1項に規定する人事院の定める非常勤職員についての決定**

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を採用時等及び定期の健康診断の対象となる非常勤職員とする改正を行うもの。

(2) **規則12—0（職員の懲戒）の運用について**

規則12—0（職員の懲戒）の改正に伴う規定の整備を行うもの。

(3) **規則14—7（政治的行為）の運用方針について**

国家公務員法の改正等に伴う規定の整備を行うもの。

5 公布日・施行日

令和4年2月18日公布

令和5年4月1日施行

※ 定年前再任用の手續などの準備行為については公布の日から施行

以 上